

2021年2月吉日

お得意様各位

(株)中日総合サービス

名古屋市中区栄4丁目14番5号

電話052-261-2201

FAX052-261-2220

【お知らせ】総額表示完全義務化について

拝啓 春寒の候、貴社におかれましては、益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜りお礼申し上げます。

さて表題の件ですが、消費税増税が行われるたび値札の貼り替えや表示価格の変更などを余儀なくされるため、政府は事業者への負担を考慮し、消費税転嫁対策特別措置法により特例期間を設けて価格の表示については現在まで「税込」「税抜」等混在を認めておりました。しかしながら、2021年3月31日でこの特例期間が終了し、この4月1日から予め消費税を加算した価格を表示（例：本体価格100円・消費税10%の場合⇒○110円、×100円税別）しなければなりません。これは消費税課税事業者が消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときに義務付けられるものです。

つきましては、弊社でお取り扱いさせていただいております折込広告やDM・ポスティング及び弊社発行の情報紙等に記載する広告価格表示も対象となりますので、今後広告制作・ご発注の際は価格の表示にご注意ください。表示内容によっては、お取り扱いを控えさせていただく場合がございますのでご了承ください。

以上、ご理解賜りまして、今後も引き続きご利用の程宜しくお願い致します。

敬具

※総額表示の詳細については国税庁のHP「総額表示の義務付け」からご確認いただけます。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902.htm>)

ご不明な点は各営業所・営業担当にお問い合わせください。